

# **第1章 計画の策定にあたって**

**第1節 策定の目的・理念**

**第2節 地域福祉活動計画と**

**地域福祉計画**

**第3節 計画の期間**



## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 策定の目的・理念

「地域福祉活動計画」は住民の活動を基礎とした「福祉のまちづくり」を目的とする福祉コミュニティの形成をめざし、住民の代表が策定したものです。そして、地域福祉活動計画の内容は、そこに暮らす、自らのまちづくりのための共通の目標を掲げ、計画に基づいた活動を実施していくことにより、住民の地域福祉への関心を高め自主的・自発的な活動を推進するものとなります。

地域福祉推進の中核的な役割を果たす団体である社会福祉協議会としては、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、積極的な行動意欲を促すとともに地域住民や諸団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的に「手を取りあって共につくる住みよいまちをめざして」を理念に掲げ、この地域福祉活動計画を策定するものです。

### 第2節 地域福祉活動計画と地域福祉計画

「地域福祉活動計画」は「地域福祉計画」と、連携をとりながら推進していくことが必要であり、一方が他方に包含されるような関係ではありません。

「地域福祉活動計画」は、住民の福祉ニーズを背景に住民組織やボランティア団体、NPOなどの民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の活動・行動計画です。あらゆる民間団体や地域住民の参加・協働を促進し福祉活動を計画化していくところに独自性があり、地域住民の立場から「地域福祉計画」の内容を推進し、「地域福祉活動計画」の具現化を進めていくことが必要となります。

一方、「地域福祉計画」は行政が地域福祉に関する事項を定め、住民組織や民間団体等の参画を前提に行政の担うべき責任（人材養成・拠点整備・財源措置・情報提供等の環境整備的なもの）を明確に表した計画となります。保健・福祉・医療その他関係施策や関係機関団体等との連携とともに、住民組織や地域の幅広い機関・団体などの参画を前提に福祉のまちづくりも視野に入れた計画に位置づけられます。

「地域福祉活動計画」は、鳥取市の「地域福祉計画」や「総合計画」等関係行政計画と連携・協働しながら、住民計画として独自性を前面に出していきます。

### 第3節 計画の期間

計画の期間を平成20年度から25年度までの6年間とします。地域福祉活動計画は行政計画（地域福祉計画・第8次総合計画）と整合性をもって、互いに連携をとりながら推進していくことが必要です。そこで、第四次鳥取市地域福祉活動計画策定年度を第9次鳥取市総合計画の策定年度に合わせ、計画の期間を6年間としました。

また、この計画の期間中は、1年ごとに進捗状況・事業効果等を検証し、中間年度である平成23年度に計画の見直しを行います。